

伊予市立小中学校の児童生徒に対するタブレットの貸出しに関する要綱

令和 3 年 7 月 21 日

伊予市教育委員会告示第 5 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、伊予市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）に在籍する児童生徒に対し、伊予市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が所有するタブレット（タブレット型情報端末及びその附属品をいう。以下同じ。）を貸し出すことにより、児童生徒の学校、家庭及び校外での ICT を活用した学習を支援し、学力の向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第 2 条 タブレットの貸出しの対象となる者（以下「対象者」という。）は、学校に在籍する児童生徒とする。

(貸出機器)

第 3 条 本要綱により貸し出すタブレットは、別表のとおりとする。

(貸出期間)

第 4 条 タブレットの貸出期間は、対象者が申請時に在籍する学校を卒業するまでの間とする。ただし、教育委員会の教育長（以下「教育長」という。）が必要と認めたときは、期間を別に定めることができる。

(貸出費用)

第 5 条 タブレットの貸出しは無料とする。ただし、家庭での学習に伴う電気料金及び通信料金は、対象者の親権者その他養育者（以下「保護者」という。）の負担とする。

(貸出しの同意)

第 6 条 タブレットの貸出しを受けようとする対象者は、保護者の同意を得て、タブレット貸出確認書（様式第 1 号）を学校の校長（以下「校長」とい

う。)に提出するものとする。

(遵守事項)

第7条 前条の規定によりタブレットの貸出しを受けた対象者及び保護者(以下「対象者等」という。)は、タブレットを善良なる管理者の注意を持って管理するほか、使用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) タブレットは、取扱説明書を読み、適切に使用すること。
- (2) タブレットを目的外に使用し、又は処分しないこと。
- (3) タブレットを転貸し、又は譲渡しないこと。
- (4) タブレットに障害及び事故(以下「事故等」という。)が発生したときは、直ちに学校に連絡すること。

(貸出しの取り消し)

第8条 校長は、対象者等が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、貸出しを取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段によりタブレットの貸出しを受けたとき。
- (2) 法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) その他貸出しが不相当と認めたとき。

2 校長は、前項の規定により貸出しを取り消したときは、タブレット貸出取消通知書(様式第2号)により、当該対象者等に通知するものとする。

(返却)

第9条 対象者等は、第4条に規定する貸出期間が終了したとき、又は前条第1項の規定により貸出しを取り消されたときは、当該事由が生じた日から起算して7日以内にタブレットを返却しなければならない。

(報告)

第10条 校長は、タブレットの利用について、重大な事故等が発生したときは、速やかに教育長に報告しなければならない。

2 教育長は、タブレットの利用状況に関し、必要に応じて、校長に報告を求めることができる。

(損害賠償)

第 11 条 対象者等がタブレットを紛失し、又は故意若しくは過失により棄損したときは、タブレット紛失・破損等報告書(様式第 3 号)を校長に提出するとともに、対象者等の負担において損害を賠償しなければならない。

2 教育長は、対象者等が第 9 条に規定する返却期限までにタブレットの返却に応じないとき、又は前項に該当するときは、教育長が相当と認める額をタブレット相当額請求書(様式第 4 号)により対象者等に請求するものとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、特別の事情があると教育長が認めたときは、この限りでない。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、タブレットの貸出しに関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則 (令和 3 年 7 月 21 日伊予市教育委員会告示第 5 号)

この告示は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 7 年 3 月 19 日伊予市教育委員会告示第 13 号)

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 7 年 9 月 17 日伊予市教育委員会告示第 17 号)

この告示は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

名称		数量	
タブレット型情報端末		対象者 1 人につき	1 台
附属品	タッチペン	対象者 1 人につき	1 本
	AC アダプタ	対象者 1 人につき	1 個

様式第1号（第6条関係）

タブレット貸出確認書

市立小中学校の児童生徒に1人1台のタブレットを貸し出します。保護者の方には、別紙「貸出しに関する留意事項」の内容を承諾の上、下の□にチェックを入れて学校に御提出をお願いします。

☐別紙「貸出しに関する留意事項」に同意し、遵守します。

【貸出機器】

タブレット型情報端末1台、タッチペン1本、ACアダプタ1個

【貸出期間】

（学校名 学校）を卒業するまで

学校長 様

年 月 日

学校名 学校

学年組 年 組

児童・生徒氏名

保護者氏名(自署)

※ 兄弟姉妹がいる場合には、人数分の提出をお願いします。

(別紙)

貸出しに関する留意事項

市立小中学校の児童生徒に 1 人 1 台のタブレットを貸し出します。保護者の方には、以下の内容を承諾の上、「タブレット貸出確認書」の御提出をお願いします。

- (1) 貸出期間終了時には、貸し出した時と同じ状態で返却していただきます。
大切に使用し、目的外に使用、処分、転貸及び譲渡してはいけません。
- (2) 貸出しは無料ですが、持ち帰って使用する際の御家庭のインターネット接続回線費用は、保護者負担となります。御家庭で Wi-Fi 環境がある場合には、必ず接続をお願いします。また、御家庭での充電もお願いします。
- (3) 紛失、盗難、故障、破損等があれば速やかに学校にお知らせください。
(盗難被害の場合は、警察にも届け出てください。) また、紛失、故障、破損等が、過失や故意による場合は保護者負担を求めることがあります。
- (4) お子様の健康のため、長時間の利用とならないよう見守りをお願いします。
- (5) タブレットは、セキュリティ対策、不正使用防止及び学習の支援のため、教育委員会で通信状況、閲覧履歴等を記録しています。
- (6) 過度又は不適切な利用がある場合は、学校から連絡をさせていただくことがあります。

様式第 2 号（第 8 条関係）

年 月 日

（児童生徒氏名） 様

（保護者氏名） 様

学校長 印

タブレット貸出取消通知書

（児童生徒氏名） 様に貸し出したタブレットについて、伊予市立小中学校の児童生徒に対するタブレットの貸出しに関する要綱第 8 条の規定により、貸出しを取り消したので通知します。

記

貸出取消の理由

様式第 3 号（第 11 条関係）

タブレット紛失・破損等報告書

学校長 様

（住所）

（保護者氏名）

（児童生徒氏名）

（電話）

伊予市立小中学校の児童生徒に対するタブレットの貸出しに関する要綱第 11 条の規定により、以下のとおり紛失・破損等の経緯を報告します。

タブレット	（ 紛失 ・ 破損 ・ その他 ）
紛失・破損等日時	年 月 日 時頃
紛失・破損等時の 状況等	

様式第 4 号（第 11 条関係）

年 月 日

（保護者氏名）

様

伊予市教育委員会 教育長 印

タブレット相当額請求書

伊予市立小中学校の児童生徒に対するタブレットの貸出しに関する要綱第 11 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 金額 円
- 2 納付期限 年 月 日まで
- 3 納付方法 添付の納入通知書による。